

2014 テニスの日オリジナル「ベイベーステップ」イラスト画像 使用許可に関する要綱



(目的)

第1条 この要綱は、テニスの日普及ならびにイベント告知を目的に作成された「ベイベーステップ・イラスト」を使用するにあたり、その使用許可に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「ベイベーステップ・イラスト」とは以下の2点とする。
2014年8月26日より新たに「A: ②背景付」を加え、3点とする。



(使用許可の申請及び承認)

第3条 イラストの使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、報道関係機関が報道目的に使用する場合等を除き、必ず使用前に「テニスの日イラスト使用許可申請書」及び使用見本図案、使用概要等がわかる資料を提出し、承認を受けた場合に限り、イラストのデータを事務局から受け取る事が出来る。

(使用許可の基準)

第4条 前条の申請について、その内容を適当と認めるときは使用を許可する。

(1) 承認する場合

- ① 申請者は本協議会にイベント登録した団体・事業所であること。
- ② イラストBは『100万人ボレーボレー』を開催登録した団体・事業所であること。
- ③ テニスの日の発展向上もしくは普及拡大に寄与すると認められるとき。

(2) (1) 基準に該当しているものであっても、承認しない場合。

- ① テニスの日のイベント告知という趣旨に反するおそれがある場合。
- ② イメージキャラクターの品位を傷つける、又はそのおそれがある場合。
- ③ 使用の意図が少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。
- ④ 不当な利益を得るために使用されるおそれのある場合。
- ⑤ 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用すると認められる場合。
- ⑥ 過去に使用承認を得ながら、報告を怠っているもの。
- ⑦ 本協議会の活動に悪影響を与える恐れがあるとき。

(使用料)

第5条 使用許可を受けた者に対するイラストの使用料は無償とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 使用許可を受けた用途のみに使用すること。
- ② イラストを使用する際に、**テニスの日オリジナルイラストとわかるように標記した「テニスの日ロゴ、2014 テニス祭りロゴ、ベイビーステップロゴ、コピーライト(©「ベイビーステップ」勝木光/講談社)」の4つの表示を削除して使用しないこと。**
- ③ 統一したキャラクターイメージを保つため、キャラクターの改編等を行わないこと。
ただし、キャラクターに吹き出し等を用いて会話をしているような表現は許可の範囲とする。
- ④ 許可を受けた申請者は、**当該イラスト使用物件が完成次第、速やかに協議会事務局に提出すること。ただし、当該物件の提出が困難であると認める場合、その写真等をもって代えることができる。**
- ⑤ 使用にあたり、協議会が製作したものと混同あるいは誤認されないよう十分配慮すること。
- ⑥ 当該イラスト使用物件について、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該イラスト使用物件を原因とする事故に対して、協議会は一切の責任を負わない
- ⑦ 上記条件に違反するなどして、許可が取り消された場合は、速やかに使用を中止すること。

(使用許可の期間)

第6条 イラスト使用許可の期間は**平成26年9月末**までとする。

(使用許可の取り消し)

第7条 イラストの使用物件が不相当と認められたときは、使用許可後であっても許可を取り消すものとし、使用許可を取り消された者は、当該使用許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

2 第1項の規定により使用許可を取り消したときは、その使用者に対して、当該取り消された使用許可に係る物件の回収を求めることができる。

附則

1. 本要綱は平成26年6月23日より施行する。
1. 本要綱は平成26年8月26日より一部変更して施行する。

以上